

# 神奈川県県税条例施行規則の一部改正の概要

令和6年3月  
税制企画課

## 1 改正の趣旨

地方税法の一部改正により、不動産取得税の特例措置が延長されたこと及び地方自治法等の一部改正により、公金事務の私人への委託に関する制度が見直されたことに伴い、所要の改正を行った。

## 2 改正の内容

### (1) 不動産取得税の特例措置の延長に伴う様式改正

新築住宅の敷地である土地に係る不動産取得税の減額措置の要件のうち、土地取得後の住宅新築までの経過年数の要件を緩和する特例措置が令和8年3月31日まで延長されたこと及び宅地評価土地の取得に係る不動産取得税について講じられている課税標準の特例措置（課税標準となる価格を2分の1とする）が令和9年3月31日まで延長されたことに伴い、様式の一部を改正した。（附則第1号様式の4、附則第1号様式の5、第74号様式の2、第76号様式及び第79号様式から第80号様式まで関係）

### (2) 公金事務の私人への委託に関する制度の見直しに伴う改正

私人委託制度の見直しに伴い、その根拠規定が地方自治法施行令第158条の2から地方自治法第234条の2に変更されたことにより、所要の改正を行った。（第7条関係）

### (3) その他

「公益社団法人神奈川県農業公社」が「公益社団法人神奈川県農業会議」に名称変更されたことに伴い、所要の改正を行った。（第2条関係）

## 3 施行期日

令和6年4月1日。ただし、2(3)については公布の日。